

地域自治組織と合併特例の概要

地域自治組織の概要

一般制度

地域自治区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:一
- ・期限:なし
- ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用することは可能
- ・市町村の区域の全域に置かなければならない

特例

合併時の特例

地域自治区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長(特別職):置ける
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・地域自治区の名称は、住居表示に冠する(地域自治区の名称は自由)
- ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

合併特例区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
 - ・区長(特別職):置く
 - ・期限:5年以内で規約で定める期間
 - ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の名称は自由)
 - ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能
- ※区の予算の作成、公の施設の設置・管理

地域審議会

- 旧市町村地域に係る事務について審議、意見具申を行う
- ・法人格:なし
 - ・期限:市町村の協議で定める期間
 - ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能

地域自治組織の設置状況

| | 地域自治区 | | 合併特例区 | 地域審議会 |
|-------|---|---|--|---|
| | 一般制度 | 特例制度 | | |
| 設置数 | 17団体 123地域自治区 | 38団体 104地域自治区 | 6団体 16合併特例区 | 217団体 775地域審議会 |
| 設置期間 | 設置期間なしがほとんど | 10年前後が約40%、 5年前後が約20% | 5年間がほとんど | 9～11年が約90% |
| 構成員定数 | 15～20名が約70% | 15名前後が約60% | 10～20名 | (※)15名前後が約半数 |
| 構成員任期 | 2年が大半 | 2年が大半 | 全合併特例区で2年 | (※)2年が大半 |
| 構成員 | 構成員の約70%が「公共的 団体等を代表するもの」。 公募については、全体の約 10%。 | 構成員のほぼ半数が「公 共的団体等を代表するも の」。ついで、公募によるも のが約25%と多い。 | 構成員の約50%が「公共 的団体等を代表するもの」。 ついで、「地域の行政運営 に関し優れた見識を有す るもの」が約30%と多い。 | (※)構成員の約50%が「公 共的団体等を代表するも の」。ついで、「学識経験を 有するもの」が約30%と多 い。 |
| 審議事項 | 市町村の基本構想の作成 等に関する事項:51% | 市町村建設計画(合併市 町村基本計画)の変更に関 する事項:63% 市町村の基本構想の作成 等に関する事項:56% | 市町村建設計画(合併市 町村基本計画)の変更に関 する事項:56% 市町村建設計画(合併市 町村基本計画)の執行状 況に関する事項:50% | (※) 市町村建設計画(合併市 町村基本計画)の執行状 況に関する事項:81% 市町村建設計画(合併市 町村基本計画)の変更に 関する事項:69% |

(備考)平成19年10月1日現在調査結果による。ただし、※印部分については、平成18年7月1日現在調査結果による。

合併特例区の特徴ある取組事例

福島県喜多方市

合併前に実施していたそれぞれの地域特有の事業を実施している。たとえば、山都町合併特例区においては、地域密着型のコミュニティバスを運行している。また、高郷町合併特例区においては、中学生の海外交流及び小学生の県外交流などの人材育成事業を実施している。

宮崎県宮崎市

合併協議の結果、市としては合併後に廃止することになった区域内広報誌を合併特例区の事務として実施することで、総合支所や消防局等の地域限定版のお知らせを可能としている。

北海道せたな町

合併特例区協議会の構成員の選任において、旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施している。

地域審議会の特色ある取組事例

岐阜県関市

関市内には5か所の地域審議会があるが、各々の地域審議会が独自の勉強会や研修会を月1回程度実施しており、地域審議会を開催する度に、各地域の課題や問題点が行政に提起されている。

福島県田村市

各地域の特色あるまちづくりのために造成された地域振興基金の活用策について、各地域審議会において協議されている。

愛知県新城市

住民組織によるまちづくり活動を支援するための補助金の事業採択の審査を、各地域審議会が市長の諮問を受けて行っている。

合併特例の概要

| 平成11年以前 | 平成11年以降 ～合併新法以前 | 合併新法 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民発議 ・議会特例(定数・在任) ・地方税の不均一課税 ・交付税の合併補正 ・交付税の合併算定替 (合併後5年間+激変緩和5年間) ・都道府県議会の議員の 選挙区に関する特例 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付税の合併算定替期間を 10年へ延長 (合併後10年間+激変緩和5年間) ※合併新法では段階的に廃止(最終的に合併後5年間+激変緩和5年間) ・合併特例債 ※合併新法では合併推進債(地財措置) ・合併補助金(予算措置) ※合併旧法下の合併団体のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による構想の 作成、都道府県知事による合併協議会設置の 勧告等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・政府の市町村合併支援本部 (閣議決定) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・3万市特例(議員立法) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区 ・合併特例区 ※合併旧法下の合併団体について も設置可能 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会 | |

(注) 合併特例措置の概要を、創設された時期別に整理したものである。

| 項目 | 概要 |
|----------------------------|---|
| 住民発議 【平成11年改正あり】 | <ul style="list-style-type: none"> ●有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。 ●この請求のあった市町村長は、直ちに、合併の相手方となる市町村の長に対し意見を求めなければならない、すべての回答が合併協議会設置について議会に付議する旨のものであった場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。 （以下は平成11年改正による） ●全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。 |
| 議会特例(定数・在任) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 新設合併の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●定数特例を活用する場合（設置選挙を実施） 設置選挙による議員の任期に限り合併市町村の議員定数の2倍まで定数増が可能 ●在任特例を活用する場合 最長で合併後2年以内の在任が可能 2. 編入合併の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●定数特例を活用する場合（増員選挙を実施） 増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能 定数増：(編入先の旧定数)×(被編入の旧人口)／(編入先の旧人口) 増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間 ●在任特例を活用する場合 編入先の議員の任期まで在任が可能 さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能 |
| 地方税の不均一課税 【平成14年改正あり】 | <ul style="list-style-type: none"> ●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税をすることができる。 （以下は平成14年改正による） ●不均一課税をすることができる期間を5年度に延長するとともに、同期間内において課税免除をすることができる。 ●合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。 ●合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、合併後5年間は、宅地並課税の適用を受けない市街化区域農地とみなす。 |
| 交付税の合併補正 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費について、地方交付税法に定める基準財政需要額の数値を補正して措置する。 |
| 交付税の合併算定替 (合併後5年間+激変緩和) | <ul style="list-style-type: none"> ●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。 |
| 都道府県議会の議員の選挙区に関する特例 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の合併により、郡市の区域が変更する場合において、都道府県がその条例によって一定期間は従前の選挙区にすることができ、または合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。 |

平成11年改正前

合併特例の設置の経緯と概要（2）

| | 項目 | 概要 |
|---------|--|--|
| 平成11年改正 | 交付税の合併算定替期間の延長 （合併後10年間＋激変緩和5年間） ※合併新法では段階的に廃止 （最終的に合併後5年間＋激変緩和5年間） | <ul style="list-style-type: none"> ●合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。 （以下は合併新法による） 平成17・18年度に合併した場合は9年 平成19・20年度に合併した場合は7年 平成21年度に合併した場合は5年 |
| | 合併特例債 ※合併新法では合併推進債（地財措置） | <ul style="list-style-type: none"> ●合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債（合併特例債）をもってその財源とすることができる。 ●その元利償還金の一部について、普通交付税措置を行う。 |
| | 地域審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ●旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる地域審議会を設置することができる。 |
| 平成12年改正 | 3万市特例（議員立法） | <ul style="list-style-type: none"> ●合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。 ●市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあつては、市制施行のための要件を備えていない場合でも備えているものとみなす。 |
| 平成14年改正 | 住民投票 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民発議により合併協議会設置について議会に付議されたものの、議会の審議において否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があつたときは、議会の議決があつたものとみなす。 |

合併特例の設置の経緯と概要（3）

| | 項目 | 概要 |
|---------|------------------------------|--|
| 平成16年改正 | 地域自治区 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村内の区域を単位として、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるための地域自治区を設置することができる(地方自治法)。 (以下は合併に係る特例) ●合併市町村の全域に限らず、一部の地域に設置することができる(合併後の一定期間)。 ●特別職である区長を置くことができる。 ●住居表示に合併に係る地域自治区の名称を冠することができる。 |
| | 合併特例区 | <ul style="list-style-type: none"> ●合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として、その地域の住民の意見を反映しつつ、合併関係市町村の協議による規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置することができる。 ●独立した法人格を有する特別地方公共団体である。 ●合併市町村の全域に限らず、一部の地域に設置することができる。 ●特別職である区長を置く。 ●住居表示に合併特例区の名称を冠することができる。 |
| 合併新法 | 都道府県の構想、都道府県知事による合併協議会設置の勧告等 | <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県は、総務大臣の定める基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、構想対象市町村の組合せ等を内容とする当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。 ●都道府県知事が構想対象市町村に対し、構想に基づき合併協議会を設置すべきことを勧告したときは、勧告を受けた構想対象市町村の長は、合併協議会設置について議会に付議しなければならない。 |
| その他 | 合併補助金(予算措置) ※合併旧法下の合併団体のみ | <ul style="list-style-type: none"> ●合併旧法に基づき合併した市町村が実施する市町村建設計画に基づく事業に対し、建設計画の期間(概ね10年間)内に、合併関係市町村の人口に応じた額を補助する。 |
| | 市町村合併支援本部(閣議決定) | <ul style="list-style-type: none"> ●市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、内閣に市町村合併支援本部を設置。支援本部の下、市町村合併の強力な推進に向け、市町村合併支援プランを策定。 (本部の構成員は、次のとおり) 本部長：総務大臣 副本部長：内閣官房副長官(政務)、総務副大臣 本部員：他のすべての副大臣 |

市町村合併の推進体制について

① 政府・市町村合併支援本部

市町村合併を強力に推進するため、引き続き各省庁が連携・協力して、市町村合併を支援していく。

(平成17年6月3日 本部決定)

構成メンバー

○本部長:総務大臣

○副本部長:内閣官房副長官(政務)

総務副大臣

○本部員:他のすべての副大臣

○参与:すべての大臣政務官

(平成13年3月27日閣議決定)

② 「新市町村合併支援プラン」の決定

各省庁と連携・協力して、合併新法下における支援本部としての支援策をとりまとめた。

経緯

17年6月3日 第8回 政府・市町村合併支援本部
合併新法下でも、新たな支援プランをとりまとめることを決定

17年8月31日 第9回 政府・市町村合併支援本部
新支援プランを決定

新市町村合併支援プランのポイント

新支援プランは、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するもの。

1. 地方行財政上の支援策(19項目)

- 普通交付税の算定の特例
- 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置(起債措置)
- 補助施設の他用途転用の取扱い 等

2. 関係省庁の連携による支援策(67事業)

- | | |
|-----------------------------|------|
| ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備(道路の整備等) | 14事業 |
| ② 豊かな生活環境の創造(廃棄物処理対策の推進等) | 21事業 |
| ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 | 2事業 |
| ④ 次世代を担う教育の充実 | 4事業 |
| ⑤ 新世紀に適応した産業の振興 | 20事業 |
| ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり | 6事業 |